

令和 8 年度

慈光園介護職員初任者研修（通信）

学 則

社会福祉法人長井福祉会

1 開講目的

地域における高齢者福祉事業の主たる担い手として、介護福祉事業に従事しようとする者に介護に関する基礎的な知識、技術を習得させることにより、地域福祉の充実及び地域公益に寄与することを目的とする。

2 研修事業の名称

慈光園介護職員初任者研修（通信）

3 課程編成責任者の氏名

志釜幸喜

4 実施場所・所在地

実施場所： 特別養護老人ホーム慈光園 研修室
ケアハウスウエルフェア慈光園 ドリームホール
所 在 地： 長井市小出 3453

5 研修期間

令和 8 年 8 月 26 日（水）から令和 9 年 2 月 17 日（水）まで

6 研修修了の認定方法

全ての講義に出席、通信課題及び生活支援技術演習を以下の基準で修了し、最終修了評価（筆記試験）結果が所定水準を超えている者に対して、理事長が修了認定を行う。

- ① 通信講義は、科目項目ごとに 1 回以上テキストに則った課題を課し、添削指導により担当講師が評価する。課題は 100 点を満点とし、A（90 点以上）、B（80～89 点）、C（70～79 点）、D（70 点未満）により評価、C 以上を修了とする。修了基準に達しない場合は、課題の再学習・再提出により同基準で再評価を行う。
- ② 生活支援技術演習は、科目項目ごとに 1 回以上実技課題を課し、担当講師が評価する。課題は 100 点を満点とし、A（90 点以上）、B（80～89 点）、C（70～79 点）、D（70 点未満）により評価し、C 以上を修了とする。修了基準に達しない場合は、補講・再演習等を行った後に同基準で再評価を行う。

- ③ 生活支援技術演習以外の修了評価は全科目修了後、筆記試験により行う。
- ④ 筆記試験は、100 点満点とし、A (90 点以上)、B (80～89 点)、C (70～79 点)、D (70 点未満) により評価し、C 以上を合格とする。
- ⑤ 上記評価区分で D と判断された者については、再試験を実施する。再試験に係わる費用は無料とする。

7 対象者

長井市及び面接授業を受講可能な範囲に居住する者。

8 受講手続

- ① 指定の申込書に必要事項を記入し、期日まで提出する。
 - ② 書類選考により受講者を決定し、文書により通知する。
 - ③ 受講決定者は、期日までに指定口座に受講料を納入する。
- ※ 受講申し込み後、受講辞退する場合は、開講日2週間前までに申し出ること。
- ※ 受講料納入後に受講辞退した場合、受講料の返還はしない。

9 受講料、実習費等

- ① 受講料： 40,000 円
- ② テキスト代： 7,124 円（税込）
- ③ 補講料は講義・演習ごとに、はじめの1時間 5,000 円、以後1時間 3,000 円とする。（補講3時間は、11,000 円徴収）

10 定員

20 名（開講条件は受講者 5 名以上とする。）

11 使用するテキストの名称

一般財団法人長寿社会開発センター発行 [三訂]介護職員初任者研修テキスト

12 補講方法

原則として欠席者に対する補講は行わない。天変地変その他やむを得ない理由があり、その理由が妥当と認められ、講師が確保できる場合は補講を行う。

補講に係る費用は「9 受講料、実習費等」に記載のとおり。

13 修了者の管理

修了者は修了者台帳に登載し、知事に報告する。修了証明書を紛失した場合には、申し出により当法人が再発行を行う。再発行に係わる費用は無料とする。

14 講義を通信の方法で行う地域

長井市及びその他受講者が居住する地域